

保険点数改定について

1. (新規) D239-4 全身温熱発汗試験 新設 600点

留意事項

- (1) 本検査は、多系統萎縮症、パーキンソン病、ポリニューロパチー、特発性無汗症、ホルネル症候群及びロス症候群等の患者に対し、ヨウ素デンプン反応を利用して患者の全身の発汗の有無及び発汗部位を確認した場合に、診断時に1回、治療効果判定時に1回に限り算定できる。
- (2) 医師が直接監視を行うか、又は医師が同一建物内において直接監視をしている他の従事者と常時連絡が取れる状態かつ緊急事態に即時的に対応できる体制であること。
尚、本検査は D241 神経・筋検査判断料 180点を月1回に限り併せて算定できる。

(注) 全身温熱発汗試験に関する疑義に関する通達

(問) 「全身温熱発汗試験は、多系統萎縮症、パーキンソン病、ポリニューロパチー、特発性無汗症、ホルネル症候群及びロス症候群等の患者に対し、ヨウ素デンプン反応を利用して患者の全身の発汗の有無及び発汗部位を確認した場合に、診断時に1回、治療効果判定時に1回に限り算定できる。」とあるが、この「等」にはどのような疾患が含まれるのか。

(答) パーキンソン病関連疾患が含まれる。

2. (変更) D225-4 ヘッドアップティルト試験 980点 (据え置き)

通知 ヘッドアップティルト試験の施設基準の通知が変更され、神経内科又は循環器内科の他に小児科の診療経験5年以上の常勤医師が追加され、いずれかの医師が勤務している事となった。その小児科医は、専ら神経疾患または循環器疾患に係る診療を行う小児科医とされた。

3. (変更) D239-3 神経学的検査 400点 (据え置き)

改定 施設基準が見直され、神経小児科の標榜が小児科に変更され、常勤医師の神経小児科が小児科に変更された。神経内科又は脳神経外科に関しては変更がない。

施設基準

- (1) 神経内科、脳神経外科又は小児科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 神経学的検査に関する所定の研修を修了した神経内科、脳神経外科又は小児科を担当する常勤の医師（専ら神経疾患の診療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）が1名以上配置されていること。